

～ 中間検査の実施について ～

平成19年6月20日施行の建築基準法の一部改正により、「階数が3以上の共同住宅」について中間検査が義務付けられ、この法改正にあわせ、上越市では次のとおり中間検査を行う建築物、特定工程等を指定し、その実施期間については、令和2年3月31日までの指定としておりました。

しかし、大規模建築物等の工事監理の徹底と安全性の確保を図るため、今般、実施期間を設定せず、引き続き、中間検査を実施するものとしましたので、お知らせします。

【中間検査を行う建築物の構造、規模、用途】

- 新築、増築又は改築にかかわる部分が〈表1〉に該当する建築物
- 中間検査対象建築物は、棟ごとに、工事の部分の規模により判断します。また、増築及び改築については、その部分の規模により判断します。

〈表1〉

(1)	階数が3以上である共同住宅
(2)	法別表第1(イ)欄(1)から(4)*までに掲げる用途に供する2階以上の階の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物

- (1) : 建築基準法第7条の3第1項第1号の規定による中間検査対象建築物
 (2) : 建築基準法第7条の3第1項第2号の規定による中間検査対象建築物

※建築基準法別表第1(抜粋)

	(イ)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

【中間検査を行う区域】

- 上越市全域で実施します。

【特定工程】

- <表2> に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとします。

※中間検査に合格をしないと違反建築物となります。また、中間検査を受けていない場合は、完了検査を受けることができなくなりますのでご注意ください。

<表2>

(1)	表1(1)に掲げる建築物：2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程
(2)	ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造：2階の床及びこれを支えるはりに鉄筋を配置する工事の工程 ただし、当該工程を当該工事の現場で行わないものにあつては、2階の床及びこれを支えるはりを取り付ける工事の工程 イ 鉄骨造その他これに類する構造：1階の柱及び2階の床を支えるはりに配置する鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程 ウ 木造：軸組工事（枠組壁工法にあつては、耐力壁工事）の工程 エ 混構造その他の構造：2階の床及びこれを支えるはりを取り付ける工事の工程

【特定工程後の工程】

- 指定する特定工程後の工程は次に掲げる構造の区分に応じ、次に定めるとおりとします。

※中間検査合格証の交付を受けなければ、特定工程後の工程は施工できませんのでご注意ください。

なお、特定工程後の工程以外の工程は施工することができます。

<表3>

(1)	表1(1)に掲げる建築物：2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
(2)	ア 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造：2階の床及びこれを支えるはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工程を当該工事の現場で行わないものにあつては、2階の柱及び壁を取り付ける工事の工程 イ 鉄骨造その他これに類する構造：鉄骨その他の構造部材を耐火被覆材、外装材又は内装材で覆う工事の工程 ウ 木造：軸組（枠組壁工法にあつては、耐力壁）を外装材又は内装材で覆う工事の工程 エ 混構造その他の構造：2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程

※木造にあつては、軸組と耐力壁の状況を検査するため、防湿シート等で覆わないよう留意してください。

【適用の除外】

- 次に掲げる建築物は中間検査の対象から除外します。

※表1(1)に掲げる建築物については、適用除外にはなりませんのでご注意ください。

- (1) 法第85条第5項の規定により市長の許可を受けた仮設建築物
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける住宅
- (3) 法第18条の規定を適用する建築物

【お問合せ】

上越市都市整備部建築住宅課審査係 電話：025-526-5111